

保護命令申立書の書き方について（本人申立用）

神戸地方裁判所第3民事部保全係（DV係）

- 1 申立書や陳述書等の証拠、子や親族等の同意書（提出があった場合）は相手方に送付します。申立書等は以下の説明をよく読んで書いてください。
- 2 今後、相手方から暴力を振るわれて、**生命・身体**に重大な危害を受けるおそれ大きい場合は8頁の第3項に、今後、相手方から暴力又は**生命・身体・自由・名誉・財産**に対する脅迫を受け、**精神**に重大な危害を受けるおそれ大きい場合は13頁の第4項にそれぞれ記載してください。
- 3 退去等命令を申し立てる場合は、必ず8頁の第3項に記載してください。
- 4 8～10頁の暴力や脅迫の内容、怪我の内容については、できるだけ具体的に書いてください（怪我については、診断書があるときは、それで確認してください）。
※ 例えば、単に、「顔を殴られた」、「脅迫された」、「あざができた」ではなく、それぞれ、「左目のあたりを右のこぶしで1回殴られた」、「私の子供を目の前で殴り、『俺に逆らうと、お前もこうなるぞ』と言われた」、「右脇腹にこぶし大のあざができた」というように具体的に書いてください。
- 5 12頁の今後の暴力のおそれについては、相手方が今後あなたの**生命、身体**に重大な危害を与えるような暴力を振るうであろうとあなたが考える理由として、相手方の性格や日頃の言動、暴力を振るったり脅迫したりする理由等を書いてください。また、今回の申立てに対して予想される相手方の反応も、わかる範囲で書いてください。
- 6 13～15頁の暴力や脅迫の経緯・内容、怪我の内容については、できるだけ具体的に書いてください（怪我については、診断書があるときは、それで確認してください）。特に脅迫については、それが何に対する脅迫か（「**生命・身体**」に対する脅迫、「**自由**」に対する脅迫等）を明らかにして、それぞれ該当箇所に記載してください。
※ 例えば、単に、「悪口を言われた」、「脅迫された」ではなく、それぞれ、「『殺すぞ』と言われた」（**生命・身体**に対する脅迫）、「『仕事を辞めさせてやる』と言われた」（**自由**に対する脅迫）、「『お前の悪い噂をSNSに書き込んでやる』と言われた」（**名誉**に対する脅迫）、「『言うことを聞かないとお前の大切なものを壊す』と言われた」（**財産**に対する脅迫）というように具体的に書いてください。
- 7 18頁の今後の暴力や脅迫のおそれについては、これまでの相手方との生活状況、相手方の性格や日頃の言動、暴力を振るったり脅迫したりする理由、相手方の暴力や脅迫により生じる精神症状等を踏まえて具体的に記載してください。また、今回の申立てに対して予想される相手方の反応も、わかる範囲で書いてください。

8 19頁の子への接近禁止命令、子への電話等禁止命令における相手方が子連れ戻すと疑うに足りる言動については、相手方の子に関する言動をできるだけ具体的に書いてください。

※ 例えば、単に、「子供に執着していた」ではなく、「令和〇年〇月〇日、私に暴力を振った後、『子供は意地でも渡さん』と言った」というように具体的に書いてください。

9 19頁の親族等への接近禁止命令においてあなたとの関係が親族以外の場合は、その関係を詳しく具体的に書いてください。また、相手方と面会を余儀なくされる事情についても、なぜあなたがその親族等に関して相手方と面会せざるを得なくなるのか、理由となる事情を詳しく具体的に書いてください。

10 陳述書は、申立書の申立ての理由の第3項に記載した場合と第4項に記載した場合で、記載する箇所が異なりますのでご注意ください。記載に当たっては、いつ、どういうことがあった、誰がどういうことをした、どういうことを言った、という事実を中心に書いてください。暴力や脅迫のきっかけ等が各場合で違うときは、それぞれについて書いてください。

<p>保護命令申立書（鉛筆で濃く記載してください。）</p>	<p>原本1通</p>
<p>【申立手数料】収入印紙1000円 【予納郵便切手】 合計3000円 ※ 神戸地裁への申立ての場合は、書記官の指示があつてからご購入ください。 （郵便切手の内訳 500円を2枚、110円を5枚、100円を7枚、50円を3枚、20円、10円を各20枚）</p>	
<p>【申立人と相手方との関係が婚姻関係（事実婚を含む。）の場合】 夫婦であること、又は夫婦であったことを証明する資料</p>	<p>戸籍又は住民票（マイナンバー記載のないもの）</p>
<p>例 ①戸籍謄本（全部事項証明書）又は続柄の記載された世帯全員の住民票（いずれも1か月以内に交付を受けたもので、マイナンバーの記載がないもの）、②事実婚（内縁関係）の場合は、次の【申立人と相手方との関係が婚姻関係以外の場合】を参照すること</p>	<p>原本1通 その他資料 写し2通</p>
<p>【申立人と相手方との関係が婚姻関係以外の場合】 生活の本拠を共にしていたことを証明する資料</p>	<p>住民票（マイナンバー記載のないもの）</p>
<p>例 申立人及び（取得できれば）相手方の住民票（1か月以内に交付のもの）、生活の本拠について、生活状況の写真又は送付された私信、電気・水道・電話料金の支払請求書の写し、賃貸借契約書の写し、生活状況を具体的に記載した陳述書等</p>	<p>原本1通 その他資料 写し2通</p>
<p>【今後、相手方から暴力を振るわれて、生命・身体に重大な危害を受けるおそれがある場合（申立書の申立ての理由3項）】</p>	
<p>①暴力又は生命・身体に対する脅迫を受けた証拠 及び ②今後、相手方から更に身体に対する暴力を振るわれて、生命、身体に重大な危害を受けるおそれ大きいことを証明する証拠</p>	<p>写し2通</p>
<p>例 ①について診断書、負傷部位の写真、脅迫内容が記載されたメールや手紙の写し、暴力や脅迫を受けた状況を具体的に記載した陳述書、②についてこのようなおそれ大きいと予想される事情（暴力が次第にひどくなっている、更にひどい危害をくわえようとしている等）を具体的に記載した陳述書等</p>	
<p>【今後、相手方から暴力又は生命・身体・自由・名誉・財産に対する脅迫を受け、精神に重大な危害を受けるおそれ大きい場合（申立書の申立ての理由4項）】</p>	
<p>①暴力又は生命・身体・自由・名誉・財産に対する脅迫を受けた証拠 及び ②今後、相手方から暴力や生命・身体・自由・名誉・財産に対する脅迫を受けて、精神に重大な危害を受けるおそれ大きいことを証明する証拠</p>	<p>写し2通（録音体の場合は複製した録音媒体2個）</p>
<p>例 ①について診断書、負傷部位の写真、脅迫内容が記載された手紙、メール、SMS等の写し、暴力や脅迫を受けた状況を具体的に記載した陳述書、脅迫内容の音声等を録音した録音体を複製したUSBメモリ等の録音媒体（※）及び録音の対象、日時、場所、問題となる発言が録音データ上の何分何秒目に録音されているか等の説明書面（反訳書を含む）、②についてうつ病、PTSD、適応障害、不安障害、身体化障害の診断書に加えて、このようなおそれ大きいと予想される事情を具体的に記載した陳述書等 ※ 録音体は、裁判所のPCで再生可能なファイル形式（音声ファイルであればmp3やwma等、動画ファイルであればwmvやavi等）であることが必要です。再生可能なファイル形式は変更になることがあります。</p>	<p>写し2通（録音体の場合は複製した録音媒体2個）</p>
<p>【6か月間の退去等命令を申し立てる場合】 生活の本拠として使用する建物又は区分建物について</p>	
<p>①所有者が申立人のみであることを証明する証拠 又は ②賃借人が申立人のみであることを証明する証拠</p>	<p>写し2通</p>
<p>例 ①について不動産登記事項証明書、②について賃貸借契約書写し</p>	

<p>〔子への接近禁止命令、電話等禁止命令を申し立てる場合〕 ①子であることを証明する資料及び②その子の同意書（その子が15歳以上の場合） ※子への接近禁止命令、電話等禁止命令は、申立人と同居する未成年の子である場合に申立てをすることができます。同居しない、又は成年に達した子については、親族に対する接近禁止命令の申立てとなります（電話等禁止命令の申立てはできません）のでご注意ください。</p>	<p>①につき 原本1通 ②につき 原本写し 各1通</p>
<p>例 ①について戸籍謄本（全部事項証明書）又は続柄の記載された世帯全員の住民票（いずれも1か月以内に交付を受けたもの）、②について子が同行しない場合は、同意書の署名の裏付けとなる、その子が従前から日常的に使用し、氏名を書いている学用品等を照合のため持参する。</p>	<p>①につき 原本1通 ②につき 原本写し 各1通</p>
<p>〔親族等への接近禁止命令を申し立てる場合〕 ①親族の場合は親族であることを証明する資料、②その親族等の同意書（その親族が未成年等であれば、その親族の法定代理人（親権者父及び母等）が作成する同意書）及び③相手方が親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っているその他の事情があることから申立人がその親族等に関して相手方と面会することを余儀なくされることを証明する証拠</p>	<p>①につき 原本1通 ②③につき 原本写し 各1通</p>
<p>例 ①について戸籍謄本（全部事項証明書）（1か月以内に交付を受けたもの）、②について親族等が同行しない場合は、同意書の署名押印の裏付けとなる、印鑑証明書、その親族名義の保険契約書やクレジットカード（署名のあるもの）、従前から日常的に使用し、氏名を書いている生活用品等を照合のため持参する、③についてこのようなことを余儀なくされると予想される事情を具体的に記載したその親族等の陳述書</p>	
<p>〔警察又はDVセンターでのDV相談をしておらず、今後もしない場合〕 宣誓供述書（供述内容等はDV防止法12条3項又は18条2項を参照のこと。なお、公証人による認証を受ける必要があり、費用等が必要です。）</p>	<p>原本写し 各1通</p>

※証拠を提出される際には以下の点についてご留意ください。

- 1 提出する証拠には証拠番号（甲第●号証）を付してください。証拠番号は1つの証拠につき1つの番号を付し、複数のページがある証拠は書面の下部にページ数を付してください。
- 2 申立書の申立ての理由3項、4項に記載した暴力・脅迫の順番に従って証拠の順番を整え、証拠番号を付してください。陳述書が甲第1号証となり、それ以外の証拠は甲第2号証以下の番号となります。
- 3 証拠書類の写しを提出される場合には、できるだけA4サイズのコピー用紙を使用してください。
- 4 写真を提出される場合は、写真をA4サイズの白紙に貼り付け、当該写真から撮影日がわからない場合は、貼り付けた写真の下の白紙部分に撮影日を記載してください。写真1枚につき証拠番号1つを付することとし、貼り付けた各写真の上の白紙部分に証拠番号を記載してください。
- 5 SMS等のメッセージの画面を印刷した書面を提出される場合は、それぞれのメッセージの投稿日がわかる部分も提出し、関連する一連のメッセージを古いものから順番になるよう整理してホッチキス留めし、最初のページの右上部等に1つの証拠番号を付してください。

□ 2 申立書の申立ての理由第4項に記載した場合

- (1) 相手方が私に加えた暴力又は生命・身体・自由・名誉・財産に対する脅迫の主なもの及びその経緯は、申立書の申立ての理由第4項Aに記載のとおりです。

現在までの相手方の言動、相手方との生活状況、その他これまでの経緯は以下のとおりです。

- (2) 上記暴力又は脅迫により精神症状が出た経緯と現在の症状は以下のとおりです。

(3) 相手方が私に対し今後暴力を振るい、又は生命・身体・自由・名誉・財産に対する脅迫をし、そのため私の精神に重大な危害を加えるだろうと考えている理由は、申立書の申立ての理由第4項Bに記載したとおりです。

3 相手方が私と同居している子連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他、私とその子に関して相手方と面会することを余儀なくされると考えている事情は、申立書の申立ての理由第5項に記載したとおりです。

4 相手方が親族等の住居に押しかけて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他、私が親族等に関して相手方と面会することを余儀なくされると考えている事情は、申立書の申立ての理由第6項に記載したとおりです。

甲第 号証

令和 年 月 日

同意書

(ただし、□については□内にレを付したものに限り)

氏名 (自署) _____ 印

平成 年 月 日生 (満 歳)

裁判所が、申立人 _____ からの申立てによって、

(申立人の氏名)

相手方 _____ に対し、私に対する

(相手方の氏名)

子への接近禁止命令

子への電話等禁止命令

を命じることに同意します。

甲第 号証

令和 年 月 日

同 意 書

氏名 (自署) _____ 印

裁判所が、申立人 _____ からの申立てによって、

(申立人の氏名)

相手方 _____ に対し、私に対する接近禁止命令を命じる

(相手方の氏名)

ことに同意します。

甲第 号証

令和 年 月 日

同 意 書

法定代理人

氏名 (自署) _____ 印

_____ 印

裁判所が、申立人 _____ からの申立てによって、

(申立人の氏名)

相手方 _____ に対し、 _____

(相手方の氏名)

(親族等の氏名)

に対する接近禁止命令を命じることに同意します。

保護命令とは、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力等を防ぐため、被害者の申立てにより、裁判所が、加害者に対し、被害者へのつきまとい禁止等を命ずる命令です。求めることができる内容は、配偶者暴力等に関する保護命令申立書の申立ての趣旨に記載のとおりですが、要旨は次のとおりです。

- (1) 加害者が、被害者に近寄ることを1年間禁止
- (2) (1)に併せて、加害者が、被害者と一緒にいる未成年の子どもに近寄ることを1年間禁止
- (3) (1)に併せて、上記(2)の子に対して、下記(5)の各行為（ただし、緊急以外の深夜早朝の行為については、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）の1年間禁止
- (4) (1)に併せて、加害者が、被害者の親族等に近寄ることを1年間禁止
- (5) (1)に併せて、加害者に対して次のいずれの行為も1年間禁止
 - 面会の要求
 - 行動の監視に関する事項を告げ、またはそれを知り得る状態におく
 - 著しく粗野・乱暴な言動
 - 無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール等（緊急の場合を除く）、緊急の場合を除き午後10時から午前6時までの電話・ファクシミリ・電子メール等
 - 汚物・動物の死体等の著しく不快または嫌悪を催させる物の送付またはそれを知り得る状態に置く
 - 名誉を害する事項を告げ、またはそれを知り得る状態に置く
 - 性的羞恥心を害する事項を告げたり、そのような文書・図画等の送付もしくはそれを知り得る状態に置く
 - 承諾を得ないで、位置情報記録・送信装置により、位置情報を取得すること、位置情報記録・送信装置を取り付けるなどすること
- (6) 被害者と一緒に住んでいた住居から、加害者を2か月間（同居していた住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合は6か月間）退去させること

(2)(3)のうち未成年の子どもが15歳以上の場合及び(4)については、当該子ども及び親族等本人の同意が必要です。

(6)は、被害者が荷物を持ち出す等の目的のために、被害者と加害者が一緒に住んでいた所から2か月間退去することを加害者に求めるものです。（ただし、退去命令は加

害者の居住権を奪うこととなりますので、引越のために荷物を運び出すことが目的の場合、引越が終わって必要がなくなれば退去命令の取消を申し立ててください。)

保護命令の申立てについて

1 警察署またはDVセンターでの事前相談等

申立てをするためには、警察署又はDVセンターに相談をしたという事実(電話相談は不可)、もしくは公証人役場で作成した宣誓供述書が必要になります。

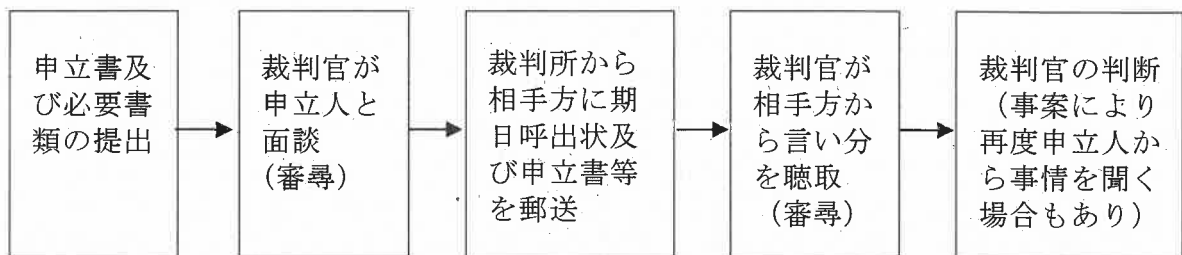
2 必要な書類等

別添の「申立てに必要な書類等について」の記載のとおり

なお、申立書は2通(裁判所用と相手方交付用)必要ですが、通常は、鉛筆書きした内容について、訂正がないことの確認後にコピーして作成しています。

また、申立書の用紙(ひな形)は裁判所やDVセンターに備え付けてあります。

3 手続きの流れ



- * 申立書と必要書類を提出すれば、すぐ保護命令が出されるわけではありません。
- * 申立てをするには、原則として申立人本人が上記の必要書類を用意して裁判所に来ていただく必要があります。通常は申立て当日に裁判官があなた(申立人)から事情をお聞きします。そのため、申立てをされる時は、必ず事前にDV係あて電話連絡をしていただきますようお願いします。
- * 相手方にも裁判所に来てもらい(申立日とは別の日です。)、その言い分や事情を聞いた上で、裁判官が保護命令を出すかどうか判断します。相手方の言い分を聞くという嚴重な手続を踏むのは、保護命令を出された相手方は、保護命令に違反した場合に後記4(2)に記載した刑罰を受けることがあるからです。裁判官が相手方から言い分を聞くことは、この手続の中心的な過程であり、相手方を裁判所に呼び出す必要がありますので、相手方の連絡先(住所・電話番号)は確かなものを申立書に記載してください。
- * 相手方は、あなたの言い分を知る必要がありますので、あなたが裁判所に提出した申立書等の副本や書証の写しは、呼出状と一緒に裁判所から相手方に送ります。
- * 裁判ですので、場合によっては、あなたの申立てが認められないこと(申立ての却下)もあります。相手方に対し申立てがあったことを知らせた後に申立てが却下された場合、相手方にも却下されたという結果を知らせます。

4 保護命令の効力について

- (1) 保護命令は、相手方が期日における言渡しを受けたとき又は保護命令謄本の送達を

受けたときに効力を生じます。また、保護命令が発令されたときは、裁判所は警察署にその旨を通知します（保護命令が発令されると、警察署からあなたに連絡が入ります。）。

- (2) 保護命令に違反した場合には、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処せられることがあります。

〒650-8575 神戸市中央区橋通2丁目2番1号

神戸地方裁判所第3民事部DV係

電話 078-367-1131（直通）

離婚の手続については家庭裁判所に相談してください

(〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町3-46-1 神戸家庭裁判所 電話 078-521-5221 (代表))